

消防防災ヘリコプターの運航の強化を求める意見書（案）

消防防災ヘリコプターは、救急・救助、消火及び情報収集等、その任務は多岐にわたるだけでなく、優れた機動力を持つことから、県内に限らず相互応援協定を締結している隣接県での活動や緊急消防援助隊の活動に従事するなど、消防・防災活動に必要不可欠なものである。

また、毎年のように発生する大雨被害は増加傾向にあり、とりわけ中山間地域では、土砂災害による孤立集落の発生などが懸念され、消防防災ヘリコプターを活用した救急・救助や救援物資の搬送に地方自治体から大きな期待が寄せられている。

本県においても、台風や線状降水帯による豪雨や南海トラフ地震などによる災害が危惧され、早期の情報収集活動や住民の救助など、消防防災ヘリコプターには常に迅速な出動体制の確保が必要とされている。

また、過去の墜落事故を教訓として二人操縦士体制が導入され、安全性の向上を行う反面、操縦士には高度な飛行技術が求められるため、その養成には多大な時間と費用を要し、操縦士の確保が困難となっている。

これらのことから、国においては、消防防災ヘリコプターが常時、迅速に出動し、より安全、効率的かつ質の高い活動を行うため、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 耐空検査や予期せぬ不具合による運休時に、近隣自治体から応援を受けられない状況が発生した場合に備え、より広域的な応援と災害対応を可能とする枠組の確立を支援すること。
- 2 消防防災ヘリコプターの持続可能かつ安全な運航のために、操縦士の確保と育成を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日

様

(提出者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次

小西 政宏
中西 徹

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣 (防災)

消防庁長官